

御打合用

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画

2020年度修正に係る事前説明資料

説明資料

- ① 業務計画修正の要旨（案）
- ② 業務計画修正スケジュール（案）
- ③ 協議開始文書（案）
 - ・添付1 修正スケジュール
 - ・添付2 業務計画（冊子版）
- ④ 修正前後比較表（案）

(案)

2020年度 玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について、以下のとおり2020年度の修正を行います。

1 「原子力災害対策指針」等の改正に伴う記載の修正

「原子力災害対策指針」及び「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」の改正（2020年2月5日）、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の改正（2020年8月21日施行）等に伴い、緊急時活動レベル（EAL）の判断基準の一部見直し等、関連する記載の修正を行います。

2 玄海2号機廃止措置に伴う記載の修正

玄海2号機の廃止措置に伴い、原子力防災資機材の修正等、関連する記載の修正を行います。

3 資機材の点検頻度の記載の修正

放射線測定設備、原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の点検頻度について、記載の修正を行います。

4 読み替えの反映

現在、読み替えにて対応させていただいている国土交通省自動車局の組織再編に伴う記載変更について、修正を行います。

5 その他

上記の他、記載の適正化等を行います。

以上

2020年度 原子力事業者防災業務計画の修正スケジュール (案)

年		2020年					
月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
指針等 改正	▽ 2/5 「原子力災害対策指針」「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」改正 ▽ 2/21 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」改正公布						8/21 施行 ▽
原子力防災専門官 上席放射線防災専門官		概要説明		5月中旬 指導・助言	公布の日から起算して六月を経過した日から施行 ※以降、追加修正があれば、その内容について指導・助言を受ける。		
自治体		概要説明		5月中旬 事前説明 (修正案)	修正協議 (60日以上)	修正意見書 修正意見回答への意見書 (意見がない場合、協議終了文書として扱う。)	6月24日 目途 ▽ 7月30日 目途 ▽
当社		ご意見・要求事項等整理		協議開始文書		修正意見回答書	8/21 届出▽ 公表▽
			社内確認	5月29日 ▽		7月15日 目途 ▽	届出準備
							原子力事業者防災業務計画【修正】